

## サイボウズパートナーネットワーク レジスタード規約

本規約は、サイボウズ パートナーネットワーク（以下、「本ネットワーク」という。）にレジスタードとして参加する者（以下、「レジスタード」という。）と、サイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」という。）との間で適用される規約である。レジスタードは、本規約に同意した上で、本ネットワークに参加するものとする。

### 第1条（目的）

本覚書は、サイボウズが、レジスタードに対し、レジスタードがサイボウズ製品またはサービス（以下、「サイボウズ製品等」という。）の販売、開発、コンサルティング等の業務を開始および促進する目的ならびにレジスタードの販売するサービス・パッケージ製品等とサイボウズ製品等の連携商材（以下、「連携サービス」という。）を開発および販売する目的（以下、総称して「本目的」という。）のために利用するサイボウズ製品等の情報および販売促進のための資料等（以下、総称して「提供情報等」という。）を開示および提供することにつき、その内容および利用条件を定めるものである。

### 第2条（レジスタードの義務等）

1. レジスタードは、本ネットワークに参加する際にレジスタードの会社名、担当者氏名、連絡先等サイボウズが指定する情報（以下、「登録情報」という。）を提供するものとし、登録情報に変更があった場合は速やかにサイボウズに通知するものとする。
2. レジスタードは、提供情報等を本目的のためにのみ利用することができるものとし、本目的以外の目的で使用等してはならない。
3. レジスタードは、サイボウズの事前の承諾を得ることなく、本目的に必要な範囲で、提供情報等を複製・第三者に再配布または貸与してはならない。
4. レジスタードは、サイボウズ製品等を購入した自己の顧客に対し、サポート窓口の開設および顧客のトラブル時における障害の解決を行うよう努めるものとする。なお、サイボウズ製品等のプログラムコードに起因する障害については、サイボウズのテクニカルサポートを利用し、その障害の解決を行なうものとする。
5. レジスタードは、連携サービスを販売する場合、販売前に、自己の顧客に対し、連携するサイボウズ製品等について、サイボウズまたは著作権者との間で、サイボウズまたは著作権者が規定するソフトウェア使用許諾契約、規約等（以下、総称して「ライセンス契約」という。）を締結し、適切にライセンスを取得することが必要である旨を、通知もしくは表示するものとする。
6. レジスタードは、サイボウズ製品等がバージョンアップした場合に、対象アプリケーションが正常に動作するために必要な検証、対応モジュール開発その他の対応を行うよう努めるものとする。
7. レジスタードは、サイボウズの定める期限、方法に従い、本ネットワークに参加して行った活動についてサイボウズに報告書を提出することができるが、報告書に虚偽の内容を記載しないものとする。

### 第3条（権利の帰属）

1. サイボウズ製品等および提供情報等に関する工業所有権、著作権等の知的財産権は、サイボウズまたは製造元が保有する。
2. レジスタードはサイボウズの事前の承諾を得た場合、本目的の範囲内において、サイボウズの商標等を使用することができる。このとき、レジスタードは、サイボウズのホームページに記載された、各種ガイドラインに基づきサイボウズの商標等使用するものとする。
3. サイボウズは、レジスタードの事前の承諾を得た場合、本目的を支援する範囲内において、レジスタードの商標等を使用することができる。
4. レジスタードは、提供情報等についていかなる方法によっても、サイボウズの事前の承諾なくして、改変、翻案、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、および逆アセンブル等を行なってはいけない。
5. サイボウズは、レジスタードに対し、サイボウズ製品等の貸与、再使用許諾等を行う権利を付与するものではない。

### 第4条（秘密保持）

1. レジスタードおよびサイボウズは、本規約の履行において知り得た相手方の営業上、技術上、組織上、その他一切の

秘密情報（個人に関する情報を含む）に関し、相手方から口頭、通信若しくは視覚的に秘密である旨明示された情報、文書又は物等（以下、「秘密情報」という。）については秘密を保持しなければならない、第三者に対して一切開示・漏洩してはならない。また、本規約の目的外に使用してはならない。ただし、以下の各号に該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 開示を受けた際、既に自ら保有し、又は第三者から適法に入手していたもの
  - (2) 開示を受けた際、既に公知であるもの
  - (3) 開示を受けた後、開示を受けた者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
  - (4) 開示を受けた後、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に入手したもの
  - (5) 開示された秘密情報によらず独自に開発し、これを客観的に立証しうるもの
  - (6) 事前に相手方から書面による承諾を得たもの
2. レジスタードおよびサイボウズは、相手方から開示された秘密情報は、業務上必要な者のみが使用するものとし、秘密情報を知得した自己の役員または使用人（秘密情報を知得後、退職した者も含む）に対し、前項に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。

## 第5条（個人情報）

1. レジスタードおよびサイボウズは、本規約の履行において必要な場合であって、当該個人に事前の同意を得たとき、または相手方から業務を委託されるときにおいて、相手方から個人情報（個人に関する情報であって、当該個人の識別が可能な情報をいう。他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別することが可能な情報を含む。また秘密の情報であるか否かを問わない）を受け取り、利用する場合がある。
2. 前項の場合において、レジスタードおよびサイボウズが相手方から個人情報を受け取った場合、受け取った当事者は、当該個人情報につき、以下のとおりに取り扱うものとする。
  - (1) 当該個人の事前の同意ある目的および公表された目的にのみ使用するものとする。
  - (2) 当該個人および相手方の事前の同意を得ないで、第三者に公表しない。
  - (3) 善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、当該個人情報の目的外利用、紛失、改ざん、漏洩、滅失、毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のための必要な措置を講ずる。
  - (4) 委託先に対して当該個人情報を管理、利用させる場合は、委託先に対し、本条と同様の義務を課するものとする。
  - (5) 本条に違反して、当該個人情報が目的外に利用され、または第三者に開示、漏洩されたことが判明したときは、直ちに相手方に対して報告し、相手方の指示を受けるものとする。なお、その場合、相手方に対して損害が発生した場合は、当該直接的損害について、賠償する責任を負うものとする。
3. 個人情報を開示したものは、本条の履行を確保するため所要の措置を講ずることにつき、相手方に対して指導、指示、または監督することができるものとする。

## 第6条（保証・免責）

1. 本目的の実現のための本ネットワークへの参加および提供情報等の利用については、レジスタードの費用と責任において行うものとする。
2. サイボウズは、提供情報等およびそれに関連する秘密情報、その他本目的に関してサイボウズが助言・開示した情報の一切について、その完全性、正確性、適合性、その他一切について、レジスタードまたは第三者に対して如何なる保証も行わない。また、提供情報等の利用ならびに本件ネットワークに関連してレジスタードまたは第三者に何らかの損害が発生した場合であってもサイボウズは如何なる保証も行わない。なお、提供情報等または提供情報等に関連するプログラム等のメンテナンスリリース、バージョンアップ等により、提供情報等の仕様、対応要件等が変更となった場合についても前述同様にいかなる保証も行わないものとする。
3. レジスタードが本規約の条項のいずれかに違反したことによってサイボウズに損害が発生した場合、レジスタードは当該損害を賠償する責を負うものとする。
4. レジスタードが本ネットワークに参加したことによって、顧客その他の第三者に対して損害が発生した場合、そのすべての責任はレジスタードが負うものとし、サイボウズは直接的と間接的とは関わらず、レジスタード、顧客およびその他の第

三者に対して一切責任を負わない。

#### **第7条（権利義務移転の禁止等）**

1. レジスタードは、本規約によって生ずる権利または義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、担保設定し、または継承させてはならない。
2. サイボウズは、レジスタードが本目的達成のためにのみ提供情報等を開示するものであって、レジスタードに対しその著作権その他権利の移転、許諾を行うものではない。

#### **第8条（有効期間）**

本規約の有効期間は、本規約の締結日から締結された年の12月末日までとする。ただし、有効期間の満了までにレジスタードからサイボウズに対して契約更新の意思表示がなされた場合、サイボウズがこれを拒絶する意思表示をしない限り、1年間更新するものとし、以後も同様とする。

#### **第9条（契約の終了）**

1. レジスタードまたはサイボウズが以下の各号のいずれか一つにでも該当するときは、サイボウズまたはレジスタードは相手方に対し何らの事前の通知、催告を行うことなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとする。
  - (1)本契約に定める事項に1つでも違反したとき
  - (2)本契約第2条第7項の報告書において虚偽の内容を報告した場合、
  - (3)破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立てをし、または申立てを受けたとき
  - (4)解散、合併、営業の全部または重要な一部の第三者への譲渡が決議されたとき
  - (5)本ネットワークに関連する事業の縮小、消滅等、または本ネットワークに関連する製品・サービスの提供終了等によって本契約の目的が達成できなくなったとき
  - (6)その他、本契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき
2. レジスタードおよびサイボウズは、相手方に対し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、「反社会的勢力」という。）の排除に関して、以下の事項を表明および保証し、相手方が違反した場合には、何らの事前の通知、催告を行うことなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。
  - (1)反社会的勢力ではないこと
  - (2)反社会的勢力が経営を支配または経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
  - (3)反社会的勢力を利用しないこと
  - (4)反社会的勢力に対して資金提供または便宜供与などの関与をしていると認められる関係を有しないこと
  - (5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
  - (6)上記(1)～(5)について、将来にわたり該当しないこと

#### **第10条（準拠法および合意管轄）**

1. 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国の法律を準拠法とする。
2. 本契約からまたは契約に関連して、当事者の間に生ずることがあるすべての紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。ただし、本契約が日本国外の企業との間で締結された場合については、パートナーとサイボウズとの間に生ずることがあるすべての、論争または意見の相違は、（社）日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁により最終的に解決されるものとする。

#### **第11条（本ネットワーク退会後の措置）**

本ネットワークへの参加を解約または終了した後、レジスタードおよびサイボウズの両者は相手方から開示された秘密情報を、遅延なく相手に返還、記録媒体上からの削除、または廃棄しなければならないものとする。レジスタードは、本ネットワークの解約または参加を終了した後、すでに受領・保存済みの提供情報等についても一切利用することができなくなることに同意する。なお、第4条（秘密保持）、第6条（保証・免責）および第10条（準拠法および合意管轄）の規定は本規約の終了後においてもなお効力を有する。

### **第 1 2 条（本規約の変更方法）**

サイボウズは、レジスタードに事前に変更内容を通知することにより、本規約の内容等を変更、追加、廃止することができるものとする（以下、変更、追加、廃止後のものを「新規約」という。）。ただし、文言の修正等レジスタードに不利益を与えるものでない軽微な変更の場合には、事前の通知を省略し、事後に通知をすることができるものとする。なお、レジスタードは、事前通知がなされてから新規約が適用される日までの間に本規約を解約することができ、解約されない場合、新規約が適用されるものとする。

### **第 1 3 条（通知方法）**

本規約に基づき必要とされるかまたは許可されるすべての通知は、次のいずれかの方法によるものとし、かかる方法によった場合には、別段の定めをした場合を除き、次に定める時点に到達したものとみなす。

- (1) 直接交付（即時）
- (2) ファクシミリによる送信（即時）
- (3) レジスタードが指定したアドレスへの電子メールの送信（即時）
- (4) サイボウズが指定するクラウドサービスを利用した掲示または通知（即時）
- (5) 料金前納の配達証明書付きの書留郵便（発送の 5 営業日後）
- (6) 翌日便を原則とする国際的に認知された運送業者による配送（発送の 3 営業日後）

以上

令和 3 年 1 月 1 日 制定